



「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を制定

共に生きる社会を目指して

障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を目指すために条例を制定しました。障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすい社会を、みんなで築いていきましょう。

障害のある人への差別を 解消するために

障害に対する理解不足や偏見から、障害のある人に不適切な対応をしてしまうケースは少なくありません。

日常生活や社会生活で、障害のある人にとって何がバリア(障壁)になっているのかを周囲の人が理解し、配慮することでバリアを取り除くことができます。こうした考え方を「障害の社会モデル」といいます。条例はこの考え方を基本としています。

差別解消の取り組みを進めるため、「障害者差別解消法」では努力義務となっている事業者の「合理的配慮の提供」を、条例では義務にしました。また、条例では個人に対しても「差別的禁止」および「合理的配慮の提供」を義務にしました。さらに、差別を受けた場合の相談窓口を新たに設置しました。

皆さんも自分にできることを一緒に考え、その場に応じた解決策を話し合ってみてください。

障害を理由とする差別とは？

障害を理由としてサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることです。



アパートを借りるときに障害があることを理由に貸してくれない。



本人ではなく、保護者や介助者だけに話しかける。

合理的配慮の提供とは？

障害のある人から申し出があったときに、手助けする方の負担が重くない範囲で配慮を行うことです。



聴覚障害のある人からの申し出に応じて、手話や筆談で対応する。



申し出に応じて、資料にフリガナをつけるなど、わかりやすく説明をする。

合理的配慮の提供のことで悩んだり、わからないことがあったりしたときは、相談窓口に聞いてみましょう！



障害を理由とする差別や合理的配慮についての相談窓口

障害者差別解消相談員が相談に応じます！
滋賀県庁障害福祉課内

TEL 077-521-1175

FAX 077-528-4853

e ec0006@pref.shiga.lg.jp



● Interview

障害がある人もない人も 同じ地域に暮らす市民として

滋賀自立生活センター
代表 垣見節子さん

移動の自由さえなかった

1993年に滋賀自立生活センターを立ち上げた頃は、鉄道の駅にエレベーターがなかったため、瀬田から草津の滋賀自立生活センターまで電動車いすで1時間以上かけて通いました。その横を通る空調の効いたバスに、当然のように乗っている人たちがうらやましくて、悔しくて…。その後、アメリカのニューヨークやワシントンDCに行くことがあったのですが、どのバス停からでも車いすですぐ乗れたんです。

合理的配慮が必要

障害があってもなくても、人は自立するべきだと思います。例えば私のように言語障害が強いと急ぐ時は困るので、電車に乗る際にはあらかじめ降りる駅名を書いた紙を用意しておくとか、できることは自分でやることも必要です。もちろん、



降りる駅名を言わなくても一人で降りられるホームにしたり、介助者にはなく障害者本人に「どうしてほしいか」を聞いたりするなど、本人を大事にしてほしいです。

県の「障害者差別のない共生社会づくり条例」に期待

例えば、スーパーのレジで買い物袋に入れて車いすにかけてもらえると助かる。障害者もつと外に出られるようになれば、どんな配慮が必要かわかるはず。小学校の頃から一緒にいれば、難しく考えなくても自然なサポートができると思います。

「障害者差別のない共生社会づくり条例」ができたことで、どんな場面であっても、どこにいても安心できる社会になってほしいと心から願っています。

12月3日～9日は障害者週間です

障害者週間にあわせて、条例などを周知する啓発活動を実施します。ポッチャなどの体験コーナー、キャッフィーやチャッフィーとの記念撮影タイムがありますので、ぜひご参加ください。



パネル展示と車いす体験

- 日時 / 12月8日(日) 11:00～15:00
- 場所 / イオンモール草津 レストランコート

ヘルプマークを知っていますか？

援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合は、電車やバス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



- ▶ **配布対象者**：義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていて、配布を希望する方
- ▶ **配布場所**：県庁障害福祉課、各保健所、市町障害福祉担当部署にて無償配布

合理的配慮の提供のための費用を助成します！

企業や自治会が、障害のある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用の一部を助成します。

① コミュニケーションツールの作成

- ・点字メニュー
- ・チラシの音訳 など

上限額 → 3万円

② 物品の購入

- ・筆談ボード
- ・折りたたみ式スロープ など

上限額 → 5万円



障害の理解のための出前講座を実施します！



「障害って何?」「障害のある人どのように接すればいいの?」という疑問はありませんか?

障害について理解するため、企業などの研修会、講演会などに、県から専門家を無料で派遣します。

※詳しくは障害福祉課へお問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。